



平成23年6月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)

平成23年8月12日

上場取引所 東

上場会社名 株式会社キャンバス

コード番号 4575 URL <http://www.canbas.co.jp>

代表者 (役職名) 代表取締役社長

(氏名) 河邊 拓己

問合せ先責任者 (役職名) 取締役最高財務責任者兼管理部長

(氏名) 加登住 眞

TEL 055-954-3666

定時株主総会開催予定日 平成23年9月27日

有価証券報告書提出予定日 平成23年9月27日

配当支払開始予定日 —

決算補足説明資料作成の有無 : 有

決算説明会開催の有無 : 有 (証券アナリスト、機関投資家向け)

(百万円未満切捨て)

1. 平成23年6月期の業績(平成22年7月1日～平成23年6月30日)

(1) 経営成績

(%表示は対前期増減率)

	事業収益		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
23年6月期	0	△100.0	△1,420	—	△1,510	—	△1,501	—
22年6月期	148	△8.3	△480	—	△481	—	53	—

	1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	自己資本当期純利益 率	総資産経常利益率	事業収益営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
23年6月期	△515.94	—	△54.6	△51.4	—
22年6月期	19.45	19.30	1.9	△16.2	△324.2

(参考) 持分法投資損益 23年6月期 一百万円 22年6月期 一百万円

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
23年6月期	2,194	2,003	91.0	686.20
22年6月期	3,681	3,498	95.0	1,202.10

(参考) 自己資本 23年6月期 1,997百万円 22年6月期 3,498百万円

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
23年6月期	△646	△58	△0	1,188
22年6月期	△555	557	1,417	1,953

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向	純資産配当 率
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
22年6月期	—	0.00	—	0.00	0.00	0	0.0	0.0
23年6月期	—	0.00	—	0.00	0.00	0	—	0.0
24年6月期(予想)	—	0.00	—	0.00	0.00	—	—	—

3. 平成24年6月期の業績予想(平成23年7月1日～平成24年6月30日)

(%表示は、通期は対前期、第2四半期(累計)は対前年同四半期増減率)

	事業収益		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期 純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計)	0 ～1,000	—	△804 ～195	—	△803 ～196	—	△804 ～195	—	△276.29 ～67.32
通期	0 ～1,000	—	△1,435 ～△435	—	△1,434 ～△434	—	△1,436 ～△436	—	△493.48 ～△149.87

(注) 業績予想については、特定の数値による予想が困難であるためレンジ形式での開示を行っております。

4. その他

(1) 重要な会計方針の変更

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 : 有
- ② ①以外の変更 : 無

(注) 詳細は、添付資料22ページ「会計処理方法の変更」をご覧ください。

(2) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	23年6月期	2,910,500 株	22年6月期	2,910,500 株
② 期末自己株式数	23年6月期	302 株	22年6月期	89 株
③ 期中平均株式数	23年6月期	2,910,219 株	22年6月期	2,743,665 株

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる株式数については、添付資料42ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

※ 監査手続の実施状況に関する表示

この決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく財務諸表の監査手続きが実施中です。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

上記に記載した予想数値は、現時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の実績等は、業績の変化等により、上記予想数値と異なる場合があります。業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料2ページ「経営成績に関する分析」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 経営成績	2
(1) 経営成績に関する分析	2
(2) 財政状態に関する分析	4
(3) 研究開発の状況	5
(4) 事業等のリスク	8
2. 企業集団の状況	15
3. 経営方針	15
(1) 会社の経営の基本方針	15
(2) 目標とする経営指標	15
(3) 中長期的な会社の経営戦略	15
(4) 会社の対処すべき課題	15
4. 財務諸表	16
(1) 貸借対照表	16
(2) 損益計算書	18
(3) 株主資本等変動計算書	19
(4) キャッシュ・フロー計算書	21
(5) 継続企業の前提に関する注記	22
(6) 重要な会計方針	22
(7) 会計処理方法の変更	22
(8) 表示方法の変更	23
(9) 注記事項	24
(損益計算書関係)	24
(株主資本等変動計算書関係)	25
(キャッシュ・フロー計算書関係)	27
(リース取引関係)	27
(金融商品関係)	28
(有価証券関係)	31
(デリバティブ取引関係)	31
(退職給付関係)	31
(ストック・オプション等関係)	32
(税効果会計関係)	40
(持分法損益等)	40
(資産除去債務関係)	40
(賃貸等不動産関係)	40
(セグメント情報等)	41
(関連当事者情報)	41
(1株当たり情報)	42
(重要な後発事象)	44
5. その他	48
＜ご参考＞ CBP501開発見通しに関する参考情報及び変動要因について	49

1. 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

① 当期の経営成績

世界の医薬品市場は、先進国を中心とする医療費抑制策や新薬承認審査の厳格化などにより、厳しい市場環境が続いております。一方で、当社が研究開発に取り組んでいる癌領域については、臨床上の治療満足度が未だ低くアンメットニーズが大きいと、世界の製薬企業が画期的新薬の開発を目指して研究開発を強化しております。

このような状況のもと、当社は、細胞周期におけるG2チェックポイントの阻害に着目した抗癌剤の基礎研究および臨床開発に取り組みました。

当社の開発パイプラインにおいて最も先行している化合物CBP501については、CBP501・シスプラチン・ペメトレキセドの3剤併用による悪性胸膜中皮腫を対象とする臨床第2相試験（平成20年11月試験開始）ならびに同じ3剤併用による非小細胞肺癌を対象とする臨床第2相試験（平成21年6月試験開始）を米国FDAの規制下で進めました。また、CBS9106については、前臨床試験に取り組みました。

さらに、開発パイプラインの拡充に向けて、当社独自の薬剤スクリーニング法による探索研究により新規候補化合物の創出に努めました。

一方で当社は、CBP501開発にかかる提携パートナーの確保を目指し製薬企業等との接触に努めてまいりましたが、当事業年度中の提携パートナー確保には至りませんでした。

以上の結果、当事業年度の事業収益については、計上することができませんでした。また、研究開発費については、前年同期比711百万円増加し1,211百万円となりました。販売費及び一般管理費は、前年同期比79百万円増加し208百万円となり、研究開発費と合わせた事業費用は、前年同期比790百万円増加し1,420百万円となりました。事業費用が増加した主な要因は、CBP501開発にかかる武田薬品工業株式会社との提携を平成22年6月に解消したことに伴い、前年同期には事業費用から控除していた同社からの受取研究開発費（前期実績812百万円）が当事業年度は計上されていないためです。

この結果、営業損失は前年同期比939百万円増加の1,420百万円となり、経常損失は営業外費用として為替差損を93百万円計上したため前年同期比1,028百万円増加の1,510百万円、当期純損失は1,501百万円（前期は当期純利益53百万円）となりました。

（注）当事業年度に計上した為替差損は、臨床試験費用として支払う予定の金額について為替相場変動リスクを回避する目的で一括調達し有することとなった外貨建預金を、期末時点の為替相場で評価したことにより主に発生したものであります。

② 次期の見通し

次期については、当期に引続いて、CBP501の悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌を対象とする臨床第2相試験等を進める予定であり、研究開発費と販売費及び一般管理費を合計した事業費用は当期比若干増の1,435百万円を見込んでおります。これら2つの臨床第2相試験の患者登録は上期末（平成23年12月末）までに終了する見込であり、下期は上期と比較し研究開発費及び事業費用が減少に転じる予定です。

事業収益については、提携交渉の不確実性を考慮し、新規提携により受取る収益を0～1,000百万円のレンジ形式で表示しております。当社は現在、CBP501及びCBS9106についてアライアンス活動を積極的に実施しております。CBP501については、現在進行中の臨床第2相の試験データが新規契約の条件に大きな影響を与えます。このため当社は、試験データの蓄積状況を見据えつつ、さまざまな契約形態を念頭において、新規提携パートナー獲得活動を展開しております。

以上を踏まえ、次期については、事業収益は0～1,000百万円、営業損失1,435～435百万円、経常損失1,434～434百万円、当期純損失1,436～436百万円を見込んでおります。

〈平成23年6月期第3四半期決算短信の開示内容との差異〉

平成23年6月期第3四半期決算短信(添付資料3ページ「業績予想に関する定性的情報」)においては、次期(平成24年6月期)の損失額が当期(平成23年6月期)と比較し減少する見込としておりましたが、同第3四半期決算短信公表時には当期(平成23年6月期)中に計上予定であった研究開発費の一部が次期(平成24年6月期)に計上される見込となったため、次期の通期業績予想の下限値での損失額は当期とほぼ同じ数値となりました。

また、平成23年6月期第3四半期会計期間末現在の現金及び預金残高は、平成25年6月期末までの運営資金を賄うのに十分な額であるとしておりましたが、このたびCBP501の臨床第2相試験終了までの費用等を見直した結果、今後支払予定の研究開発費が増加したことから、当社が当期末時点で保有する現金及び預金残高は、平成24年12月末までの運営資金に相当すると見込まれます。

この状況を踏まえ、当社は短期的な資金繰りには問題がないと考えておりますが、現在進めているアライアンス活動で新規提携パートナーからの収益の獲得に努めるほか、必要な場合には適切な時期に資金調達等を検討し、今後、当社が継続して研究開発を推進していくための資金の確保に努めてまいります。

(2) 財政状態に関する分析

当事業年度末の総資産は2,194百万円となり、前事業年度末比1,487百万円の減少となりました。純資産の部においては当期純損失の計上により繰越利益剰余金が1,501百万円減少し、資産の部においては、提携先等に対する未収入金が749百万円及び、現金及び預金が865百万円減少しております。

(キャッシュ・フローの状況)

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、提携解消による補償金の受取があったものの、CBP501臨床試験及びCBS9106前臨床試験の推進に伴う研究開発費の支出等により、646百万円の減少(前年同期555百万円の減少)となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入及び払戻等により、58百万円の減少(前年同期557百万円の増加)となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得に伴い0百万円の減少(前年同期1,417百万円の増加)となりました。

これらに加え、外貨建預金について現金及び現金同等物に係る換算差額△61百万円を計上した結果、当事業年度末の現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べ765百万円減少し、1,188百万円となりました。また、預入期間が3ヶ月を超える定期預金を合わせた貸借対照表上の現金及び預金は1,888百万円(前事業年度末2,753百万円)であります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	平成19年6月期	平成20年6月期	平成21年6月期	平成22年6月期	平成23年6月期
自己資本比率(%)	92.2	91.6	88.5	95.0	91.0
時価ベースの自己資本比率(%)	—	—	—	38.8	84.6
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	—	—	—	—	—
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	—	—	—	—	—

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュフロー／利払い

(注) 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しています。

(3) 研究開発の状況

① 当社研究開発の背景

当社研究開発の背景は、以下のとおりです。

なお、創薬コンセプト及び薬剤スクリーニング法等の技術・研究開発の詳細については、当社ウェブサイトをご参照下さい (<http://www.canbas.co.jp/development/>)。

(a) 強固な創薬コンセプト

従来型抗癌剤の多くが「盛んに分裂する細胞」を無差別に攻撃するのとは異なり、当社は「正常細胞と癌細胞の違い」に着目した「G2チェックポイント阻害」を基本コンセプトとする創薬に特化し、この領域で世界トップレベルの創薬力を有しています。

従来型抗癌剤投与によるDNA損傷は、正常細胞では細胞周期のG1チェックポイントが主に働いて修復が図られていますが、癌細胞ではG1チェックポイントが働かず、G2チェックポイントに依存して損傷の修復が行われる傾向にあります。当社は、G2チェックポイントを阻害する物質の探索により、正常細胞には影響せず癌細胞に選択的に作用して従来型抗癌剤の薬効を高める、副作用の少ない抗癌剤の創製を目指しています。

(b) 独自の薬剤スクリーニング法

当社は、G2チェックポイントに関する知見をもとに、正常細胞と癌細胞の「細胞の挙動の違い」に着目した独自の薬剤スクリーニング法を確立しています。一般的な「既知の標的分子」に着目した薬剤スクリーニング法とは異なるアプローチであり、従来知られていない作用メカニズムを有するなど新たな抗癌剤を創出し得る方法であると考えています。CBP501・CBS9106はいずれもこれを用いた探索・最適化によって創出したものです。

(c) 創薬を支える基礎研究

当社は2000年の設立直後から自社研究所を有し、G2チェックポイントに関する基礎研究のほか、当社薬剤スクリーニング法を用いて同定した開発化合物(CBP501・CBS9106)の特性をより明確にするため、詳細な分子レベルの作用メカニズムの解析研究を行っています。

② 開発パイプラインの状況

当社は現在、自社で創製した抗癌剤候補化合物CBP501、CBS9106によって開発パイプラインを構築しています。

(なお、当事業年度の決算短信から、開発パイプラインについては、前臨床試験段階以降の開発品のみを記載することとし、それ以前の未だ「最適化」段階のにあるCBS2400シリーズについては記載を省略しております。)

(a) 抗癌剤候補化合物CBP501

《概要》

CBP501はペプチド型の化合物であり、抗癌剤シスプラチン等の副作用を増強することなく効果を高めるという特徴があるため、シスプラチンを含む標準療法に追加投与する併用薬剤として、開発が進められています。

作用メカニズムについては、G2チェックポイントに関するシグナル伝達経路を阻害することが既に明らかになっていましたが、これに加え、当社における最近の作用メカニズム研究によって、CBP501のカルモデュリンへの結合がシスプラチンの抗癌作用増強に対し重要な役割を果たしていることが示されています。

当社は現在、悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌を対象とする臨床第2相試験を進めており、試験実施地域は、米国、カナダ、南米、ロシアに広げております。

当社は、これら対象疾患の臨床第3相試験の実施に向け、製薬会社との戦略提携を目指して積極的なアライアンス活動を行っています。

《対象疾患》

(i) 悪性胸膜中皮腫

悪性胸膜中皮腫はアスベストへの継続的な曝露を主な原因として肺の胸膜に発生する癌です。患者さまの多くは病期が進行してから診断されるため、他の種類の癌と比較して予後は悪いという特徴があります。罹患患者数は少ない(米国で2-3千人)ものの、薬剤療法の選択肢が限られているため、新たな治療薬開発が切望されている領域です。

・本剤開発の意義

悪性胸膜中皮腫は、外科手術が適応にならないケースが多く、化学療法(抗癌剤投与)による治療が中心です。臨床試験で効果が確認され米国FDAの承認を取得しているのはシスプラチン・ペメトレキセドの2剤併用療法のみで、この処方が世界で幅広く使用されていますが、患者さまの予後を十分改善するには至っていません。当社は、さらに効果を高めることを目指し、これらの抗癌剤2剤に追加投与し3剤併用療法として用いられる抗癌剤として開発を進めています。

(ii) 非小細胞肺癌

肺癌は喫煙を主な原因として発生する癌ですが、その大部分を占めているのが非小細胞肺癌です。悪性胸膜中皮腫と同様に病期が進行して診断されることが多いため、他の癌と比較して予後は悪いという特徴があります。また、肺癌は、癌の種類別罹患患者数において世界の主要国で上位を占めているため、様々な癌の中でも特に数多くの製薬企業やバイオベンチャーが研究開発に取り組んでいます。

・本剤開発の意義

非小細胞肺癌の治療方法は、切除手術、放射線療法及び化学療法等を単独もしくは併用して用い、病期等によって患者さまに最適と考えられる治療が行われています。そのなかで進行期においては、化学療法が中心的な役割を果たしています。

“多剤併用療法の試み”

非小細胞肺癌の進行期における第一選択薬(初回治療として行われる化学療法)は、プラチナ製剤(シスプラチンやカルボプラチン)と他の抗癌剤を組み合わせた2剤併用療法が主流となっていますが、患者さまの予後は依然として改善の余地が大きい状況にあります。

このため、多くの製薬会社やバイオベンチャーは、3剤併用療法として追加投与する抗癌剤の開発を進めてきましたが、これまでに行われた臨床試験においてはその有用性が示されることはほとんどありませんでした。

一方で、近年、適切な対象患者群に絞って抗癌剤を投与することで、有効性を改善する臨床試験結果が発表されています。扁平上皮癌を除く対象患者群においては、血管新生阻害剤(抗VEGF抗体)を追加投与した3剤併用療法、シスプラチン・ペメトレキセドの2剤併用療法が、それぞれ従来の2剤併用標準療法と比較し効果を改善しています。

こうした中、CBP501はシスプラチンを含む標準療法との併用により、副作用を増強せずに効果を高めることを期待できることから、当社は、シスプラチン・ペメトレキセドに追加投与する併用抗癌剤として本剤を開発し、この3剤併用療法が次世代の有効な治療選択肢となることを目指しています。

“分子標的薬と従来型化学療法の共存”

これまでの研究により、分子標的薬の一種であるEGFRチロシンキナーゼ阻害剤は、特定の患者群(EGFR遺伝子変異陽性)において顕著な効果を示すことが明らかになってきました。また最近では、ALK阻害剤と呼ばれる分子標的薬が特定患者群(EML4-ALK融合遺伝子陽性)を対象とする早期臨床試験で有望なデータを示し、注目されています。

これらの分子標的薬の試験結果により、あたかも既存の化学療法がすべて分子標的薬に置き換わるかのような報道がなされていますが、これらの分子標的薬が高い薬効を示したのは特定患者群のみであり、その他多くの患者さまについては依然として、従来型化学療法剤を上回る有効な薬剤が見出されていません。このため、シスプラチンに代表される従来型化学療法剤の果たす役割は今後も大きく、分子標的薬と従来型化学療法剤は共存していくものと考えられます。したがって当社は、これら分子標的薬の台頭がCBP501の将来性に大きく影響を与えるものではないと考えています。

(b) 抗癌剤候補化合物CBS9106

CBS9106は低分子化合物であり、培養細胞や動物を用いた実験において、CBP501とは異なる抗癌剤との併用、癌の種類において効果が確認されています。さらに癌の種類によっては単剤での効果も確認されています。

作用メカニズムについては、CBS9106が、CRM1（癌に関連する蛋白質等を細胞核から細胞質へ輸送する役割を担う細胞内因子）の阻害作用を有することが明らかになっています。毒性の強い既存のCRM1阻害剤とは異なり、CBS9106にはCRM1を可逆的に阻害する特徴があるため、当社は、本剤が新規な抗癌剤として有望な化合物であると考えております。

当社は、平成21年6月からCBS9106の前臨床試験を実施しており、早期の臨床試験開始を目指しております。

◆開発パイプライン

化合物	併用薬剤	対象疾患	探索・創出～ 前臨床試験	臨床試験			提携
				第1相	第2相	第3相	
CBP501	シスプラチン	固形癌					未定
		拡大試験： 卵巣癌					
	シスプラチン・ ペメトレキセド	悪性胸膜中皮腫					
		非小細胞肺癌					
CBS9106	未定						未定

(4) 事業等のリスク

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクの全部を網羅したものではないことにご留意いただく必要があります。

なお、文中の将来に関する記載は本決算短信発表日現在において当社が判断したものであります。

① 創業事業全般に関するリスク

当社は、自社創出の候補化合物群を医薬品として開発する事業を主業務としております。

医薬品の研究開発の分野は、巨大製薬企業をはじめとする多数の強力な競合が存在し、さらに当社を含むいわゆる創業ベンチャー企業が技術革新の質とスピードを競い合う業界であります。また、開発から製造及び販売に至る過程では、多くの規制に従って、長期間にわたり多額の資金を投入して事業活動を推進する必要があります。その将来性は不確実性を伴うものであり、当社の現在及び将来における事業についてもこのようなリスクが附随しております。

(a) 医薬品開発の不確実性について

製品上市に至る医薬品開発の過程は長期かつ多額の費用を要するもので、開発が成功する確率は決して高くなく、開発のいずれの段階においても中止や遅延の判断をすることは稀ではありません。医薬品開発においては、様々な開発過程を段階的に進めていく必要があり、それぞれの段階において、開発続行の可否が判断されます。一般的に、その開発途上で中止の決定を行うことは稀なことではなく、開発が順調に進み製品化される確率は低いものとされております。

このリスクを低減・分散するため、一般には開発パイプラインに医薬品候補化合物を複数保有し、かつ、それぞれの候補化合物にバックアップ化合物を保有することによって、ひとつの候補化合物の開発において何らかの障害が発生した場合の対応策とすることが行われています。

当社におきましては、CBP501・CBS9106の互いに独立した2つの候補化合物を開発パイプラインに持ち、それぞれについてバックアップ化合物を保有することによって、開発過程において何らかの障害が発生した場合の事業遂行上のロスを最小限に留めるよう努めております。

しかしながら、当社のような規模の創業企業にとって、ひとつの医薬品候補化合物が開発から脱落することはきわめて大きな影響があります。また、バックアップの類似化合物といえども医薬品開発上は新規の化合物として取り扱われることから、当該化合物の開発には遅延が生じることとなります。障害発生までに獲得した類似化合物での知見を活用することにより遅延の幅や遅延に伴う追加費用を縮小できる可能性はあるものの、研究開発に当初予想以上の期間及び費用がかかることは否めず、その場合には当社の財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(b) 将来収益の不確実性について

当社が開発を進めている製品の販売から収益を得るには、当社が単独又は第三者と共同で、市場性のある医薬品の開発、許認可当局からの承認、製造及び販売のすべての段階において成功を収める必要があります。当社は、これらの活動において成功しない可能性があり、また、成功したとしても、当社の事業活動を継続するために必要な採算性を確保する十分な収益を得ることができない可能性もあります。

当社は現在、臨床試験段階の候補化合物1品目、前臨床試験段階の候補化合物1品目を有し、これらの開発を推進し製品上市に至ることによって製品売上高又はロイヤルティ等による事業収益を獲得するべく事業活動を行っております。しかしながら、現時点において製品販売に関する売上高はなく、現実には製品として上市するまでには相当の期間を要すると予想され、また、現実には製品として上市される保証はありません。

なお、当社は、現時点で想定している適応疾患の選定や提携手法・マーケティング手法等について、既承認の抗癌剤の市場規模やマーケティング実績等をもとに十分に将来の採算性を見込めるものと判断しておりますが、万一この判断が誤っていた場合、あるいはこの判断の基礎となる状況に変化が発生し当社がその変化に迅速に対応できなかった場合には、当社の財政状態や経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

(c) 遵守すべき法的規制等及び医療保険制度等の不確実性について

当社の事業計画は、薬事法をはじめとする現行の法的規制及び医療保険制度、それらに基づく医薬品の価格設定動向等を前提としております。

しかしながら、当社が開発を進めている製品が現実製品として上市されるまでには相当の期間を要し、その間これらの規制や制度・価格設定動向等が変動しない保証はありません。もしこれらに大きな変動が発生した場合には、当社の計画する経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 潜在的な競合について

当社の潜在的な競合相手は、主要な製薬企業、バイオ関連企業、大学、その他の研究機関等多岐にわたります。それら競合相手の中には、技術力、マーケティング力、財務状況等について当社と比較して優位にある企業が多数あり、当社開発品と競合する医薬品について、有効性の高い製品を効率よく生産及び販売する可能性があります。

したがって、許認可当局によって当社の製品候補の販売承認が得られた場合であっても、これら競合相手との競争次第で、当社の計画する経営成績に影響をきたす可能性があります。

(e) 賠償問題発生リスクについて

医薬品の臨床試験を実施する際には、薬剤による副作用などに伴う賠償問題が発生するリスクが伴います。これに関し当社は、必要と認める損害保険への加入などによって、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限にするべく対応しております。しかしながら、賠償額が当該保険により補償される範囲を超える可能性は否定できず、その場合には財政状態や経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

また、医薬品の開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが内在します。当社は将来、開発したいいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、又は臨床試験、製造、営業若しくは販売において不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負い、当社の業務及び経営成績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、製造物責任賠償請求がなされることによるイメージ低下により、当社及び当社の医薬品に対する信頼が損なわれ、当社の事業に影響を与える可能性があります。

② 当社事業遂行上のリスク

(a) 提携パートナーの確保について

CBP501は、悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌を対象に海外での臨床第2相試験を進めております。これら臨床第2相試験については当社が単独で開発を進めておりますが、臨床第3相試験以降については提携パートナーを確保したうえで実施する予定です。

適切な時期に提携契約が実現しない場合に備え、当社は提携契約以外の方法による試験費用の確保についても並行して検討を進める予定ですが、その場合には、臨床試験スケジュールの遅延により当社の事業戦略や経営成績、財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は今後、CBS9106をはじめとする後続パイプラインについても製薬企業とのアライアンス活動を行い事業リスクの分散に努めてまいります。その場合にも、当社のビジネスモデル上、限られた少数の提携企業との契約に依存した事業計画を有する状況は長期にわたって続くものと考えられます。

当社は、これらの提携契約については、当社にとって不利な契約改訂が行われた場合又は契約期間満了、解除、その他何らかの理由により契約が終了した場合にも当社の経営成績に与える影響が軽減される条項を盛り込むよう努めておりますが、かかる条項をもってしても当社の経営成績に及ぼす影響を完全に回避することはできません。

(b) CBP501臨床試験データについて

当社は、これまでに実施した臨床第1相試験のデータに基づき、CBP501については薬効の兆候が得られていると判断し、臨床第2相試験を進めております。また、CBP501の開発計画及び当社の事業計画についても、当該判断に基づいて作成されております。

しかしながら、CBP501の薬効が許認可当局に確認されNDA承認及び上市に至るまでには、現在進めている臨床第2相試験並びに将来の臨床第3相試験を経る必要があります。本剤に限らず一般的な医薬品開発に共通することですが、これら今後の臨床試験においては、有効性が確認されず、又は重要な安全上の懸念事項が発生するなどの問題が生じる可能性があります。

こうした場合には、CBP501の開発計画の変更若しくは開発中止により、当社の事業計画の実現が困難となり、当社の財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(c) 開発パイプラインの拡充について

当社は、今後も新規医薬品候補化合物を自社で獲得・創出しパイプラインを拡充していくことを基本戦略としております。

この戦略を確実に推進するために当社は現在も、スクリーニング法の改良など、新規候補化合物の獲得・創出の可能性を高める努力を続けております。

しかしながら、現在すでに開発途中にあるもの以外の候補化合物を探索創出できる保証はありません。

また、現状において、当社は、正常細胞に影響が少ない抗癌剤の開発を目指し、その作用メカニズムの候補と考えられるG2チェックポイント阻害のメカニズムに着目して抗癌剤の初期スクリーニングを行っておりますが、G2チェックポイント阻害のメカニズムによる新規抗癌剤創出の可能性は現時点での知見に基づく予測にとどまるものであり、現在までに、G2チェックポイント阻害を作用メカニズムとする既承認の薬剤は存在しておりません。

万一、今後の研究において、癌治療薬の領域におけるG2チェックポイント阻害のメカニズムの有用性が認められない場合その他何らかの理由で新規医薬品候補化合物の獲得・創出に支障が生じた場合には、当社の研究開発の基本戦略の変更を余儀なくされ、当社の事業戦略や経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(d) 研究開発費の確保について

当社の過去5期間の研究開発費及び受取研究開発費の推移は以下のとおりであります。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月
受取研究開発費控除前研究開発費(百万円)	445	540	688	1,229	1,211
受取研究開発費(百万円)	△77	△297	△383	△729	—

(注) CBP501に関する武田薬品工業株式会社との共同事業化契約は第8期に締結し、第11期に解消いたしました。本契約に基づき、契約期間中においてはCBP501の研究開発に係る費用の一部を同社が負担しており、第8期から第11期において、この負担分の収入は受取研究開発費として研究開発費から控除しております。

本表では、当社の実質的な研究開発費に関する傾向を示すため、この受取研究開発費を控除する前の金額を「受取研究開発費控除前研究開発費」として表示しております。

当社は、今後も創薬研究開発活動を推進するための研究開発費を継続的に計上することを計画しています。また第11期に武田薬品工業株式会社との共同事業化契約を解消したことから、第12期はCBP501の研究開発に係る費用が全額自社負担となり、研究開発費の増加要因となっています。現在の開発品の上市等による収益確保に至るまでには一定の期間が必要であり、当面の間、累積損失は増大するものと想定されます。今後、新規提携パートナーの確保により発生する受取研究開発費や契約一時金等の収入等により、経営成績の早期改善を図ってまいります。当社の想定どおりに早期改善が実現する保証はありません。また、開発進捗に必要な研究開発資金を確保できない場合には、研究開発に遅れが生じ、当社の事業戦略や将来の経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

③ 会社組織に関するリスク

(a) 業歴が浅いことについて

当社は、平成12年1月に設立された、業歴の浅い企業であります。また当社は、事業領域をいわゆる創薬領域に特化した特異な企業であり、将来は当社が開発した抗癌剤上市により事業収益を計上し利益を確保する計画ですが、現時点までに製品売上による事業収益がありません。

今後、未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性は否定できず、当社の業績に影響を及ぼすと考えられる様々な外部環境の変化について予想することは現状においては困難であると思われます。したがって、今後当社が事業計画に沿って成長を続けられるか等を予測する客観的な判断材料として過年度の経営成績だけでは、不十分な面があると考えられます。

(b) 小規模組織であることについて

当社の人員は、平成23年6月30日現在、取締役4名、監査役3名(非常勤監査役2名を含む)、従業員17名です。このうち管理部及び経営企画室の人員は6名であり、内訳は常勤取締役2名、従業員4名です。

また、当社における研究開発は、当社の研究開発部門を中心に推進されております。平成23年6月30日現在、研究開発部門の人員は14名であり、内訳は常勤取締役1名、従業員13名です。

当社の研究開発活動は比較的少人数による体制を敷いておりますが、基礎研究から臨床試験に至るさまざまな研究開発段階における提携関係と業務受託企業の積極活用により、既存パイプラインの開発並びに新規医薬品候補化合物の探索を推進しております。また、今後の既存パイプラインの開発推進及び新規医薬品候補化合物のパイプライン化に伴い、さらなる研究開発人員の増加を計画しております。

しかしながら、何らかの理由により、提携関係又は業務受託企業との関係が解消された場合や、計画通りの人員の確保が出来ない場合、あるいは既存人員の流出が生じた場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社の財政状態や経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(c) 少数の事業推進者への依存について

当社の事業戦略を成し遂げるには、当事業戦略を推進する各部門の責任者と研究開発員に強く依存するところがあります。今後も当社は優秀な人材の確保及び社内教育に努めて参りますが、人材の確保及び社内人材の教育が計画どおりに進まない場合、並びに人材の流出が生じた場合には、当社の事業戦略や研究開発の推進に支障をきたす可能性があります。

また、当社はこれまで、創業科学者であり当社の競争力の源泉となっている技術の創出者・発明者でもある河邊拓己を中心として基礎研究・研究開発をはじめとする事業の全般を推進してまいりました。河邊は現在も代表取締役社長として当社の意思決定及び事業運営にあたって広範かつ中心的な役割を担っております。

当社は、少数の事業推進者に過度に依存しない体制を構築すべく経営組織の強化を図っておりますが、当面は河邊への依存度が高い状態で推移することが見込まれるため、何らかの理由により河邊が当社の業務を遂行するにあたって困難をきたした場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(d) 科学顧問会議(SAB)について

当社は、社長の諮問機関として、抗癌剤の臨床開発にかかる経験を豊富に持つなど当社の研究開発への貢献が期待できる科学者による科学顧問会議(SAB)を組成しております。SABミーティングは、平成14年3月の発足以来定期的に開催され、基礎研究から臨床開発に至る情報交換や議論を行っています。

今後も当社は優秀なSABメンバーの確保に努めてまいりますが、現在のメンバーとの間の契約が更新されないなど、何らかの理由によりメンバーの確保が困難となった場合又はメンバーの流出が生じた場合には、当社の研究開発の推進に何らかの支障をきたす可能性があります。

(e) 研究開発の主要部分に関するアウトソーシングについて

当社は、広く社外にも有能な専門家の参加を求め、これによる機動的な事業運営を図るため、以下に掲げる研究開発の主要な部分について、アウトソーシング契約に基づく外部委託に依存しております。

- ・化合物の最適化およびこれに関連する化合物合成業務
- ・前臨床試験及び臨床試験に用いる、GMP(Good Manufacturing Practice:医薬品の製造設備及びその品質管理・製造管理に関する規則)に準拠した原薬製造業務
- ・臨床試験のコーディネート(CRO)

これらの契約につき、当社にとって不利な契約改訂が行われた場合又は契約期間満了、解除、その他何らかの理由によりこれらの契約が終了した場合は、当社の研究開発の推進に支障をきたし、財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(f) 自然災害について

当社は、事業活動の中心となる設備や人員が本社周辺に集中しており、地理的なリスク分散ができておりません。この地域において地震等の大規模な災害が発生した場合には、設備等の損壊、事業活動の停滞によって、当社の財政状態や経営成績に影響を受ける可能性があります。

④ 知的財産権に関するリスク

(a) 特許の状況について

当社の研究開発に関する特許は、すべて自社保有のものであります。その主要な特許は次の通りです。

対象	発明の名称	所有者	国際公開番号	登録状況
薬剤スクリーニング法 オリジナルペプチドTAT-S216	G2期細胞周期停止の阻害、及びDNA損傷剤に対する細胞感作のための組成物及び方法	当社	2001/021771	米国、欧州主要国及び日本の主要国(注)にて成立しております。
CBP501及びそのバックアップ化合物群	抗増殖活性を有し、そして／又は核酸損傷剤を増大するペプチド及びペプチド模倣物あるいは処置	当社	2003/059942	米国、欧州主要国及び日本の主要国において成立しております。
CBS2400シリーズ	DNA損傷誘発性細胞周期G2チェックポイントを排除し、そして／又はDNA損傷処置の抗癌活性を増強する化合物	当社	2003/104181	米国にて成立しており、欧州主要国、日本ほか主要国について出願中であります。
CBP501及びそのバックアップ化合物群	抗真菌性ペプチド模倣物	当社	2004/089396	米国及び日本にて成立しており、欧州主要国ほか主要国について出願中であります。
CBS9106をはじめとするCBS9100シリーズ	DNA傷害を増強することによる抗癌活性をもつ化合物	当社	2009/031040	米国、欧州主要国及び日本ほか主要国について出願中であります。

(注) 欧州主要国とは、欧州特許庁加盟国のうち、当社の特許戦略上有意義と判断し得る国を指します。具体的には、ドイツ、スイス、英国、フランス、ベルギー、イタリアなどです。

出願中の各特許については、特許出願時に特許性等に関する十分な調査を行ってはおりますが、すべての特許出願について特許を受けられるとは限りません。当社の出願中の特許が成立しなかった場合、他社の競合品に対して特許権を行使することができず、当社の事業戦略や経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、当社事業領域を包含するバイオテクノロジー関連産業においては、日々熾烈な研究開発競争が繰り広げられており、当社の特許が成立し当社技術を保護できたとしても、当社の研究開発を超える優れた開発力により、当社の特許が淘汰又は無力化されるおそれは常に存在しております。仮にそのような研究開発が他社によりなされた場合には、当社の事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの特許が発行された場合にも、これらの権利を維持していくための費用が今後当社の負担になる可能性もあります。

CBP501に関連する特許(最も主要な特許である国際公開番号2003/059942について、米国における有効期限は2023年1月17日。ただし、医薬品については特許延長制度が存在するため、上記期限が延長される可能性があります。)及び特許出願は、共同事業化契約に基づき同契約の期間中は武田薬品工業株式会社に譲渡しておりましたが、平成22年6月15日付の同契約解消に伴い当社に返還されることになりました。

なお、本項に記載した事項については、現在、これらの状況に支障若しくは支障の発生を懸念される事項は存在していません。

(b) 訴訟及びクレームについて

本決算短信発表日現在において、当社の開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟及びクレームが発生した事実はありません。

また、当社は、今後発生し得るこのような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては弁護士との相談や特許事務所を通じた特許調査を適宜実施しており、現時点において、当社事業が第三者の特許権等に抵触する可能性は低いものと認識しております。

しかしながら、当社のような研究開発型の企業にとって、差止請求、損害賠償請求、実施料請求等の知的財産権侵害問題の可能性を完全に排除することは困難であります。また、当社が第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、解決に時間及び多大の費用を要する可能性があり、さらに、当社が第三者の特許権等を侵害していた場合、当該第三者から差止請求権や損害賠償請求権を行使されたり、高額な実施料を請求されたりすることにより、当社の事業戦略、経営成績や財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(c) 特許の確保に関するリスクについて

当社が職務発明の発明者である役員・従業員等から特許を受ける権利を譲り受けた場合、当社は発明者に対して特許法第35条第3項に定める「相当の対価」を支払わなければなりません。これまでに対価の支払について発明者との間で問題が生じたことはありませんが、対価の相当性につき紛争が発生する可能性を将来にわたり完全に排除することはできません。紛争が生じた場合や、発明者に追加の対価を支払わなければならない場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

また、当社が過去に譲り受けた特許及び出願特許について、当社又は前保有者が第三者により使用権や担保権の主張を受ける可能性を完全に排除することはできず、かかる主張を受けた場合には、当社の事業戦略、財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 情報管理について

当社が研究若しくは開発している途上の知見、技術、ノウハウ等、重要な機密情報が流出した場合には、当社の事業戦略、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクを低減するために当社は、役職員、SABメンバー、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するとともに、個別の事情に応じた情報開示を行うなど、厳重な情報管理に努めております。

しかしながら、役職員、SABメンバー、取引先等によりこれが遵守されなかった場合には、重要な機密情報が漏洩する可能性があり、かかる場合には当社の事業に影響を与える可能性があります。

⑤ 経営成績の推移について

(a) 過年度における業績推移について

当社の主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月	平成23年6月
事業収益(百万円)	56	170	161	148	—
営業利益(百万円)	△414	△138	△245	△480	△1,420
経常利益(百万円)	△419	△122	△221	△481	△1,510

当社の現在までの事業収益は、過去に受託した委託研究の対価並びに提携契約に基づく収益のみであり、当社が開発した抗癌剤の製品売上による事業収益は未だ計上しておりません。

また、現在まで、抗癌剤開発のための研究開発活動に伴う費用計上が収益を上回り、営業損失、経常損失を計上する状態が続いています。

このため、過年度の財務経営指標は期間業績比較を行うための材料としては不十分であると考えられ、今後の当社業績を予測する材料としては不十分な面があります。

(b) マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社は研究開発型ベンチャー企業であり、当社が開発した抗癌剤が上市され製品売上高を計上するようになるまでの期間は、多額の製品開発費用が先行して計上されます。そのため、第11期を除き、第1期から第12期まで連続して当期純損失を計上したことにより、第12期末において△4,211百万円の繰越利益剰余金を計上しております。

当社は、中長期事業計画に基づき、将来の利益拡大を目指しております。しかしながら、上記のとおり設立以来損益は赤字基調が続いており、将来において事業の進展が遅れ、計画どおりの利益を計上できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

(c) 資金繰りについて

当社のような創薬企業の財務上の特徴は、最初の製品が上市するまでは安定的な収益源がなく、候補化合物の研究開発費用の負担により、長期に亘って先行投資の期間が続くことです。この先行投資期間においては、継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなる傾向があります。当社も創業以来継続的に営業損失を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローは第8期から第12期までマイナスを計上しております。また、当社は、当事業年度末において現金及び預金を1,888百万円保有しているものの、現時点において安定的な収益源を有しておりません。

このため、先行投資期間においては、現在進めているアライアンス活動で獲得する新規提携パートナーからの契約一時金やマイルストーン、受取研究開発費等の形で営業活動によるキャッシュ・フローの確保に努めるほか、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施し、財務活動によるキャッシュ・フローのプラスにより補填する方針ですが、必要なタイミングで資金を確保できなかった場合には、当社事業の継続に重大な懸念が生じる可能性があります。また、新株発行による資金調達が実施された場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

(d) 税務上の繰越欠損金について

当社には現在、税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておらず、今後も数期間はこの状態が続くものと想定しております。

しかしながら将来、事業計画の進展から順調に当社業績が推移するなどして想定よりも早期に繰越欠損金が解消され、これによる課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられることとなり、現在想定している当期純利益若しくは当期純損失及びキャッシュ・フローの計画に影響を与える可能性があります。

⑥ 為替変動リスクについて

当社は海外で臨床試験を進めており、これら研究開発費等の支出には外貨建取引が含まれています。当社は、外貨建取引の計画時と決済時の間の為替変動リスクを回避するために外貨建取引の支出計画に基づき外貨を事前購入するなどの方法でリスク回避を図る場合がありますが、この為替変動リスクを完全に回避できるとは限らず、この為替変動リスクが顕在化した場合には当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また為替変動に伴う当社保有外貨評価額の変動により、四半期会計期間及び事業年度において為替差損益を計上し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性もあります。

⑦ 配当政策について

当社の事業ステージは、現時点では研究開発における先行投資の段階にあるため、当社は創業以来、株主に対する利益配当及び剰余金配当を実施しておりません。また、今後当面は、企業体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

ただし、株主への利益還元については、当社の重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ剰余金配当を検討する所存であります。

⑧ 調達資金の使途について

当社は、平成21年9月の株式上場時の公募増資による調達資金については、当社が開発した抗癌剤の製品売上による収益計上に至るまでの研究開発費を中心に充当する計画です。

医薬品の研究開発は、医薬品候補化合物の探索から前臨床試験、臨床試験を経て、許認可当局への承認申請、承認、上市に至るまで、長期間かつ高額な費用を要することが想定されております。当社は財務体力に見合った医薬品開発を行ってまいります。これらの研究開発投資は必ずしも期待した成果が得られる保証はなく、その結果当社が期待する収益をあげられない可能性があります。

⑨ 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者等の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を導入しており、旧商法第280条ノ20、旧商法第280条ノ21及び旧商法第280条ノ27の規定、並びに、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株予約権を取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して付与しております。

本決算短信発表日現在における当社の発行済株式総数は2,910,500株ですが、これに対して、当該新株予約権が将来行使された場合の新株（以下「潜在株式」といいます）発行予定株数の合計は391,800株であります。

これらの潜在株式の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施する可能性があります。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

さらに、潜在株式の行使により取得した株式が市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、適正な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

2. 企業集団の状況

該当事項はありません。

3. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針、(2) 目標とする経営指標、(3) 中長期的な会社の経営戦略

平成21年6月期決算短信(平成21年9月17日開示)により開示を行った内容から重要な変更がないため開示を省略しております。

(4) 会社の対処すべき課題

平成22年6月期決算短信(平成22年8月13日開示)により開示を行った内容から重要な変更がないため開示を省略しております。

上記決算短信は、次のURLからご覧いただくことができます。

(当社ホームページ)

<http://www.canbas.co.jp>

(東京証券取引所ホームページ(上場会社情報検索ページ))

<http://www.tse.or.jp/listing/compsearch/index.html>

4. 財務諸表
 (1) 貸借対照表

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年6月30日)	当事業年度 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,753,936	1,888,092
貯蔵品	1,167	1,333
前渡金	90,949	15,177
前払費用	12,494	13,376
未収入金	761,474	12,375
未収消費税等	—	37,322
その他	1,091	444
流動資産合計	3,621,112	1,968,121
固定資産		
有形固定資産		
建物	66,864	104,840
減価償却累計額	△65,471	△32,766
建物(純額)	1,393	72,073
工具、器具及び備品	141,803	166,362
減価償却累計額	△117,039	△138,099
工具、器具及び備品(純額)	24,763	28,263
有形固定資産合計	26,157	100,336
無形固定資産		
ソフトウェア	6,236	4,150
その他	220	220
無形固定資産合計	6,456	4,370
投資その他の資産		
長期前払費用	340	40
敷金及び保証金	—	121,135
その他	27,342	—
投資その他の資産合計	27,683	121,176
固定資産合計	60,297	225,884
資産合計	3,681,410	2,194,005
負債の部		
流動負債		
未払金	157,629	180,049
未払法人税等	9,704	7,768
未払消費税等	11,303	—
預り金	3,829	2,359
流動負債合計	182,467	190,176
負債合計	182,467	190,176

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年6月30日)	当事業年度 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,110,803	3,110,803
資本剰余金		
資本準備金	3,097,653	3,097,653
資本剰余金合計	3,097,653	3,097,653
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△2,709,766	△4,211,279
利益剰余金合計	△2,709,766	△4,211,279
自己株式	△80	△176
株主資本合計	3,498,610	1,997,000
新株予約権	332	6,827
純資産合計	3,498,942	2,003,828
負債純資産合計	3,681,410	2,194,005

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
事業収益	148,335	—
事業費用		
研究開発費	※1 499,995	※1 1,211,705
販売費及び一般管理費	※2 129,288	※2 208,484
事業費用合計	629,283	1,420,189
営業損失(△)	△480,948	△1,420,189
営業外収益		
受取利息	7,842	3,031
有価証券利息	179	—
為替差益	5,267	—
その他	332	108
営業外収益合計	13,622	3,139
営業外費用		
株式交付費	13,992	—
為替差損	—	93,316
その他	86	—
営業外費用合計	14,078	93,316
経常損失(△)	△481,404	△1,510,366
特別利益		
新株予約権戻入益	272	332
受取補償金	※3 560,232	—
補助金収入	—	10,779
特別利益合計	560,504	11,111
特別損失		
固定資産除却損	※4 2,470	※4 1,008
固定資産臨時償却費	※5 9,296	—
貸倒損失	12,703	—
特別損失合計	24,471	1,008
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	54,628	△1,500,263
法人税、住民税及び事業税	1,250	1,250
法人税等合計	1,250	1,250
当期純利益又は当期純損失(△)	53,378	△1,501,513

(3) 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,394,847	3,110,803
当期変動額		
新株の発行	715,956	—
当期変動額合計	715,956	—
当期末残高	3,110,803	3,110,803
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,381,697	3,097,653
当期変動額		
新株の発行	715,956	—
当期変動額合計	715,956	—
当期末残高	3,097,653	3,097,653
資本剰余金合計		
前期末残高	2,381,697	3,097,653
当期変動額		
新株の発行	715,956	—
当期変動額合計	715,956	—
当期末残高	3,097,653	3,097,653
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△2,763,145	△2,709,766
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	53,378	△1,501,513
当期変動額合計	53,378	△1,501,513
当期末残高	△2,709,766	△4,211,279
利益剰余金合計		
前期末残高	△2,763,145	△2,709,766
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	53,378	△1,501,513
当期変動額合計	53,378	△1,501,513
当期末残高	△2,709,766	△4,211,279
自己株式		
前期末残高	—	△80
当期変動額		
自己株式の取得	△80	△95
当期変動額合計	△80	△95
当期末残高	△80	△176

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
株主資本合計		
前期末残高	2,013,399	3,498,610
当期変動額		
新株の発行	1,431,912	—
当期純利益又は当期純損失(△)	53,378	△1,501,513
自己株式の取得	△80	△95
当期変動額合計	1,485,210	△1,501,609
当期末残高	3,498,610	1,997,000
新株予約権		
前期末残高	604	332
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△272	6,495
当期変動額合計	△272	6,495
当期末残高	332	6,827
純資産合計		
前期末残高	2,014,004	3,498,942
当期変動額		
新株の発行	1,431,912	—
当期純利益又は当期純損失(△)	53,378	△1,501,513
自己株式の取得	△80	△95
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△272	6,495
当期変動額合計	1,484,938	△1,495,113
当期末残高	3,498,942	2,003,828

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	54,628	△1,500,263
減価償却費	29,242	53,407
固定資産臨時償却費	9,296	—
受取利息	△8,022	△3,031
為替差損益(△は益)	0	95,533
その他	△648,417	145,589
小計	△563,272	△1,208,765
利息の受取額	9,027	3,678
補償金の受取額	—	560,232
法人税等の支払額	△977	△1,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	△555,221	△646,104
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,700,000	△2,141,700
定期預金の払戻による収入	3,300,000	2,207,200
有形固定資産の取得による支出	△19,623	△124,971
その他	△22,638	861
投資活動によるキャッシュ・フロー	557,738	△58,610
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	1,417,919	—
自己株式の取得による支出	△80	△95
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,417,839	△95
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△61,033
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,420,356	△765,844
現金及び現金同等物の期首残高	533,580	1,953,936
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,953,936	※ 1,188,092

(5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(6) 重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)	同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 工具、器具及び備品 2～6年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法	(1) 有形固定資産 定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 工具、器具及び備品 2～10年 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	———
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(7) 会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
———	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる影響は軽微であります。

(8) 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
(貸借対照表) 前事業年度まで区分掲記しておりました「敷金及び保証金」は、資産の総額の1/100以下であるため、当事業年度においては投資その他の資産の「その他」に含めて表示することとしました。なお、当事業年度の「敷金及び保証金」は27,342千円であります。 (キャッシュ・フロー計算書) 投資活動によるキャッシュ・フローの「無形固定資産の取得による支出」は、前事業年度において区分掲記しておりましたが、金額的重要性が低下したため、当事業年度においては「その他」に含めて表示することとしました。なお、当事業年度の「無形固定資産の取得による支出」は△350千円であります。	(貸借対照表) 前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」は、当事業年度において、資産の総額の1/100を超えたため区分掲記しました。 なお、前事業年度末の「敷金及び保証金」は27,342千円であります。

(9) 注記事項
(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)																																																																				
※1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr><td>受取研究開発費</td><td>△729,209千円</td></tr> <tr><td>委託研究費</td><td>628,466千円</td></tr> <tr><td>試薬品費</td><td>67,744千円</td></tr> <tr><td>研究用消耗品費</td><td>28,121千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>89,902千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>317,426千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>26,883千円</td></tr> </table> ※2. 販売費に属する費用の割合は、7.0%、一般管理費に属する費用の割合は、93.0%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr><td>受取研究開発費</td><td>△83,615千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>64,650千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>28,493千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>8,951千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>6,542千円</td></tr> <tr><td>公租公課</td><td>13,755千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>27,011千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>18,179千円</td></tr> <tr><td>顧問料</td><td>24,782千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,358千円</td></tr> </table> ※3. 受取補償金は、共同事業化契約解消に伴い収受する金額を計上しております。 ※4. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 <table> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>213千円</td></tr> <tr><td>解体撤去費用</td><td>2,257千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,470千円</td></tr> </table> ※5. 固定資産臨時償却費は、翌事業年度に移転を予定する本社、研究所及び研究所分室の帳簿価額から移転時までの使用予定期間内の通常の減価償却費相当額を控除した金額を計上しております。	受取研究開発費	△729,209千円	委託研究費	628,466千円	試薬品費	67,744千円	研究用消耗品費	28,121千円	給与手当	89,902千円	支払報酬	317,426千円	減価償却費	26,883千円	受取研究開発費	△83,615千円	役員報酬	64,650千円	給与手当	28,493千円	法定福利費	8,951千円	旅費交通費	6,542千円	公租公課	13,755千円	支払手数料	27,011千円	支払報酬	18,179千円	顧問料	24,782千円	減価償却費	2,358千円	工具、器具及び備品	213千円	解体撤去費用	2,257千円	計	2,470千円	※1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr><td>委託研究費</td><td>431,362千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>81,630千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>477,379千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>49,756千円</td></tr> </table> ※2. 販売費に属する費用の割合は、6.7%、一般管理費に属する費用の割合は、93.3%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr><td>役員報酬</td><td>59,369千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>33,624千円</td></tr> <tr><td>公租公課</td><td>17,189千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>16,548千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td>16,000千円</td></tr> <tr><td>顧問料</td><td>21,031千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>3,650千円</td></tr> </table> ※4. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 <table> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>63千円</td></tr> <tr><td>解体撤去費用</td><td>944千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,008千円</td></tr> </table>	委託研究費	431,362千円	給与手当	81,630千円	支払報酬	477,379千円	減価償却費	49,756千円	役員報酬	59,369千円	給与手当	33,624千円	公租公課	17,189千円	支払手数料	16,548千円	支払報酬	16,000千円	顧問料	21,031千円	減価償却費	3,650千円	工具、器具及び備品	63千円	解体撤去費用	944千円	計	1,008千円
受取研究開発費	△729,209千円																																																																				
委託研究費	628,466千円																																																																				
試薬品費	67,744千円																																																																				
研究用消耗品費	28,121千円																																																																				
給与手当	89,902千円																																																																				
支払報酬	317,426千円																																																																				
減価償却費	26,883千円																																																																				
受取研究開発費	△83,615千円																																																																				
役員報酬	64,650千円																																																																				
給与手当	28,493千円																																																																				
法定福利費	8,951千円																																																																				
旅費交通費	6,542千円																																																																				
公租公課	13,755千円																																																																				
支払手数料	27,011千円																																																																				
支払報酬	18,179千円																																																																				
顧問料	24,782千円																																																																				
減価償却費	2,358千円																																																																				
工具、器具及び備品	213千円																																																																				
解体撤去費用	2,257千円																																																																				
計	2,470千円																																																																				
委託研究費	431,362千円																																																																				
給与手当	81,630千円																																																																				
支払報酬	477,379千円																																																																				
減価償却費	49,756千円																																																																				
役員報酬	59,369千円																																																																				
給与手当	33,624千円																																																																				
公租公課	17,189千円																																																																				
支払手数料	16,548千円																																																																				
支払報酬	16,000千円																																																																				
顧問料	21,031千円																																																																				
減価償却費	3,650千円																																																																				
工具、器具及び備品	63千円																																																																				
解体撤去費用	944千円																																																																				
計	1,008千円																																																																				

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,166,200	744,300	—	2,910,500
合計	2,166,200	744,300	—	2,910,500

(注) 普通株式の発行済株式の増加744,300株は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場時の平成21年9月16日を払込期日とする公募増資による増加640,000株、同上場時のオーバーアロットメントによる売出しに係る平成21年10月15日を払込期日とする主幹事会社に対する第三者割当増資による増加96,000株、平成21年7月1日から平成22年6月30日の期間における新株予約権等の行使による増加8,300株であります。

2. 自己株式に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	—	89	—	89
合計	—	89	—	89

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加89株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	新株引受権付社債の新株引受権(注)1,2	普通株式	50,000	—	22,500	27,500	332
合計		—	50,000	—	22,500	27,500	332

(注) 1. 上表の新株予約権等は権利行使可能なものであります。

2. 当事業年度の減少は、新株予約権の権利失効によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,910,500	—	—	2,910,500
合計	2,910,500	—	—	2,910,500

2. 自己株式に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	89	213	—	302
合計	89	213	—	302

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加213株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	新株引受権付社債の新株引受権(注)	普通株式	27,500	—	27,500	—	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	6,827
合計		—	—	—	—	—	6,827

(注) 当事業年度の減少は、新株予約権の権利失効によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 2,753,936千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△800,000千円</u> 現金及び現金同等物 <u>1,953,936千円</u>	※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,888,092千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△700,000千円</u> 現金及び現金同等物 <u>1,188,092千円</u>

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。
デリバティブ取引については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

未収入金は、信用リスクの低い特定顧客に対するものであり、かつ短期的に回収予定のものであります。

未払金は、一部外貨建てのものがあり為替の変動リスクに晒されておりますが、短期的な支払期日のものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、未収入金については管理部門が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における未収入金のうち99.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,753,936	2,753,936	—
(2) 未収入金	761,474	761,474	—
資産計	3,515,411	3,515,411	—
(1) 未払金	157,629	157,629	—
(2) 未払法人税等	9,704	9,704	—
(3) 未払消費税等	11,303	11,303	—
(4) 預り金	3,829	3,829	—
負債計	182,467	182,467	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

金銭債権の償還予定額は、次のとおりであります。

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,753,936	—	—	—
未収入金	761,474	—	—	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。

現金及び預金には外貨預金が含まれておりますが、これは海外での臨床試験費用の支払い計画に基づき外貨を一括購入し保有するものであり、この外貨は未払金の支払いの一部に充当予定であります。

デリバティブ取引については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

現金及び預金は、一部外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、すべて海外での臨床試験費用に関する外貨建ての支払いに充当予定であります。

敷金及び保証金については、取引先の信用リスクに晒されております。また一部外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

未払金は、一部外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部に対しては外貨預金として保有する外貨を支支払いに充当予定であります。また、短期的な支払期日のものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

敷金及び保証金については管理部門が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

② 為替変動リスク

外貨建ての営業債務に関しては、資金計画の策定期間と実際の支払時期の間に生じる為替変動リスクをヘッジするため、為替相場及び当社財務状況等を踏まえ、支払時期より前に外貨を調達することがあります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における敷金及び保証金のうち81.2%が特定の取引先に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,888,092	1,888,092	—
(2) 未収入金	12,375	12,375	—
(3) 未収消費税等	37,322	37,322	—
(4) 敷金及び保証金	121,135	119,169	△1,966
資産計	2,058,925	2,056,959	△1,966
(1) 未払金	180,049	180,049	—
(2) 未払法人税等	7,768	7,768	—
(3) 預り金	2,359	2,359	—
負債計	190,176	190,176	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収入金、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を算定しております。

負債

- (1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

金銭債権の償還予定額は、次のとおりであります。なお、敷金及び保証金121,135千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,888,092	—	—	—
未収入金	12,375	—	—	—
未収消費税等	37,322	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	新株引受権	第1回新株予約権 (注) 2	第1回新株予約権 (注) 2
付与対象者の区分及び人数	取締役5名	社外コンサルタント1名	社外コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 35,000株	普通株式 10,000株	普通株式 10,000株
付与日	平成13年1月12日	平成14年7月22日	平成14年11月27日
権利確定条件	権利行使期間開始日に当社役員等であること。ただし、当社の事前の承認を得た場合は除く。	権利行使期間開始日に当社社外コンサルタントであること。ただし、期間満了による退任等正当な理由がある場合はこの限りではない。	権利行使期間開始日に当社社外コンサルタントであること。ただし、期間満了による退任等正当な理由がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成15年2月1日から平成22年12月31日まで。	当社が株式を公開した日の6ヶ月経過後から2年6ヶ月(注) 4	当社が株式を公開した日の6ヶ月経過後から2年6ヶ月(注) 4

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権 (注) 3
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員2名	取締役4名	取締役1名、監査役3名、従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 20,000株	普通株式 400,000株	普通株式 62,000株
付与日	平成14年11月27日	平成16年3月17日	平成18年4月28日
権利確定条件	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、定年退職等正当な理由があるときはこの限りではない。	権利行使期間開始日に当社役員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成16年11月28日から平成24年4月30日まで。	平成16年3月19日から平成26年2月25日まで。	平成18年4月29日から平成27年5月27日まで。

	第5回新株予約権 (注) 3	第6回新株予約権 (注) 3
付与対象者の区分及び人数	監査役1名、従業員2名	取締役1名、監査役3名、 従業員15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 7,300株	普通株式 71,800株
付与日	平成19年10月19日	平成21年5月23日
権利確定条件	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	平成19年10月20日から平成29年9月11日まで。	平成23年5月23日から平成31年5月23日まで。

(注) 1. 平成21年6月1日付で行った、株式1株につき100株の株式分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権は、自社株式オプションであります。

3. 第6回新株予約権のうち58,300株は、第4回新株予約権若しくは第5回新株予約権を有する株主に対してそれぞれ同株数を付与したものであります。これら株主と当社との間で締結された新株予約権割当契約において、第6回新株予約権に係る行使時の払込金額(行使価額)が決定された後に、第4回新株予約権若しくは第5回新株予約権、又は第6回新株予約権の、いずれかを放棄する旨を定めております。

4. 当社が株式を公開した日は、平成21年9月17日であります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成22年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	20,000	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	20,000	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	25,000	—	10,000
権利確定	—	20,000	—
権利行使	8,300	—	—
失効	10,000	—	5,000
未行使残	6,700	20,000	5,000

	第3回新株予約権	第4回新株予約権 (注)	第5回新株予約権 (注)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	300,000	58,000	5,300
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	100,000	53,000	5,300
未行使残	200,000	5,000	—

	第6回新株予約権 (注)
権利確定前 (株)	
前事業年度末	71,800
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	71,800
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 第6回新株予約権のうち58,300株は、第4回新株予約権若しくは第5回新株予約権を有する株主に対してそれぞれ同株数を付与したものであります。これら株主と当社との間で締結された新株予約権割当契約において、第6回新株予約権に係る行使時の払込金額(行使価額)が決定された後に、第4回新株予約権若しくは第5回新株予約権、又は第6回新株予約権の、いずれかを放棄する旨を定めております。これに従って、当事業年度において、第4回新株予約権、第5回新株予約権に係る潜在株式58,300株は行使されず放棄されております。

② 単価情報

	新株引受権	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1,200	2,000	2,000	2,100	3,000	3,450
行使時平均株価 (円)	1,678	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—

	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	公募価額と同額。但し、公募価額が2,100円を下回った場合、2,100円。
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 第6回新株予約権の権利行使価格は公募価額と同額の2,100円となっております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与したStock・オプションはありません。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

研究開発費	2,091千円
販売費及び一般管理費	4,736千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	新株引受権	第1回新株予約権 (注) 2	第1回新株予約権 (注) 2
付与対象者の区分及び人数	取締役5名	社外コンサルタント1名	社外コンサルタント1名
株式の種類別のStock・オプションの数(注) 1	普通株式 35,000株	普通株式 10,000株	普通株式 10,000株
付与日	平成13年1月12日	平成14年7月22日	平成14年11月27日
権利確定条件	権利行使期間開始日に当社役員等であること。ただし、当社の事前の承認を得た場合は除く。	権利行使期間開始日に当社社外コンサルタントであること。ただし、期間満了による退任等正当な理由がある場合はこの限りではない。	権利行使期間開始日に当社社外コンサルタントであること。ただし、期間満了による退任等正当な理由がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成15年2月1日から平成22年12月31日まで。	平成22年3月17日から平成24年9月16日まで	平成22年3月17日から平成24年9月16日まで

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権 (注) 3
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員2名	取締役4名	取締役1名、監査役3名、従業員6名
株式の種類別のStock・オプションの数(注) 1	普通株式 20,000株	普通株式 400,000株	普通株式 62,000株
付与日	平成14年11月27日	平成16年3月17日	平成18年4月28日
権利確定条件	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、定年退職等正当な理由があるときはこの限りではない。	権利行使期間開始日に当社役員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成16年11月28日から平成24年4月30日まで。	平成16年3月19日から平成26年2月25日まで。	平成18年4月29日から平成27年5月27日まで。

	第6回新株予約権 (注) 3	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、監査役3名、従業員15名	取締役4名、監査役3名、従業員18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 71,800株	普通株式 100,500株
付与日	平成21年5月23日	平成22年11月8日
権利確定条件	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。	権利確定日に当社役員、従業員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	—	平成22年11月8日から権利確定日まで。なお、権利確定日は、段階的な権利行使期間に応じて定められ、最終の権利行使期間の開始日は平成26年11月9日であります。
権利行使期間	平成23年5月23日から平成31年5月23日まで。	平成24年11月9日から平成29年11月8日まで。

(注) 1. 平成21年6月1日付で行った、株式1株につき100株の株式分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権は、自社株式オプションであります。

3. 第6回新株予約権のうち58,300株は、第4回新株予約権若しくは第5回新株予約権を有する株主に対してそれぞれ同株数を付与したものであります。これら株主と当社との間で締結された新株予約権割当契約において、第6回新株予約権に係る行使時の払込金額(行使価額)が決定された後に、第4回新株予約権若しくは第5回新株予約権、又は第6回新株予約権の、いずれかを放棄する旨を定めております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成23年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	6,700	20,000	5,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	6,700	—	5,000
未行使残	—	20,000	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	71,800
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	71,800
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	200,000	5,000	—
権利確定	—	—	71,800
権利行使	—	—	—
失効	—	—	1,500
未行使残	200,000	5,000	70,300

	第7回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	100,500
失効	4,000
権利確定	—
未確定残	96,500
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	新株引受権	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1,200	2,000	2,000	2,100	3,000	2,100
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権
権利行使価格 (円)	812
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	
a (注)	296.35
b (注)	305.62
c (注)	309.56

(注) 以下の権利行使可能期間毎に算定を行っております。

- a 平成24年11月9日から平成29年11月8日まで
- b 平成25年11月9日から平成29年11月8日まで
- c 平成26年11月9日から平成29年11月8日まで

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	第7回新株予約権		
	a	b	c
株価変動性(注) 1	68.97%	67.30%	64.89%
予想残存期間(注) 2	4.5年	5.0年	5.5年
予想配当(注) 3	— 円	— 円	— 円
無リスク利子率(注) 4	0.29%	0.33%	0.36%

(注) 1. 予想残存期間に対応する直近の株価情報に基づいて算定しております。

当社は株式上場後の期間が短いため、平成22年3月17日(株式上場6ヶ月後)から付与日までは当社の株価実績、それ以前については類似性の高い企業の株価実績を利用しております。

- 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 3. 平成22年6月期の配当実績はありません。
- 4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰越欠損金 812,682千円 その他 23,663千円 繰延税金資産小計 836,346千円 評価性引当額 △836,346千円 繰延税金資産合計 ー千円	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 繰越欠損金 1,277,914千円 その他 27,171千円 繰延税金資産小計 1,305,086千円 評価性引当額 △1,305,086千円 繰延税金資産合計 ー千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 39.7% (調整) 評価性引当額の増減 △224.4% 繰越欠損金の消滅 185.1% その他 1.9% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.3%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 39.7% (調整) 評価性引当額の増減 △31.2% 繰越欠損金の消滅 △8.5% その他 △0.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 △0.1%

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年6月30日)

当社は、本社建物の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

a. セグメント情報

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

当社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

b. 関連情報

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

d. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)		当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	
1株当たり純資産額	1,202.10円	1株当たり純資産額	686.20円
1株当たり当期純利益金額	19.45円	1株当たり当期純損失金額	515.94円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	19.30円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎は以下のとおりであります。

1. 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成22年6月30日)	当事業年度 (平成23年6月30日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	3,498,942	2,003,828
普通株式に係る純資産額(千円)	3,498,610	1,997,000
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額との差額(千円)	332	6,827
(うち新株予約権)	(332)	(6,827)
普通株式の発行済株式数(株)	2,910,500	2,910,500
普通株式の自己株式数(株)	89	302
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	2,910,411	2,910,198

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	53,378	△1,501,513
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	53,378	△1,501,513
期中平均株式数(株)	2,743,665	2,910,219
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	21,354	—
(うち新株予約権)	(21,354)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類。	旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(潜在株式数6,700株)及び第1回分離型無担保新株引受権付社債の新株引受権(潜在株式数27,500株)並びに新株予約権6種類(潜在株式数402,300株)。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
当社は、平成22年9月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、決議しております。 なお、新株予約権の内容については以下のとおりであります。 (1) 新株予約権を発行する理由 当社の取締役及び従業員にあつては、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、また監査役にあつては、適正な監査業務の遂行による当社の健全な企業価値向上の実現を目的として、新株予約権を発行するものであります。 (2) 新株予約権の払込金額 金銭の払い込みを要しないものとする。 (3) 新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。 (4) 新株予約権の内容 ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式120,000株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ合理的な範囲内で株式数を調整することができる。 ② 発行する新株予約権の総数 1,200個を上限とする。 なお、このうち当社取締役に付与する新株予約権は750個を、監査役に付与する新株予約権は200個を、それぞれ上限とする。 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)	

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に関して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。 なお、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株式による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。 さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。 (6) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より5年以内とする。 ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。	

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。 (8) 新株予約権の行使の条件 ①本新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、取締役会において特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りでない。 ②その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 (9) 新株予約権の取得の条件 ①当社は、新株予約権者が上記(8)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の決議による承認を要する。 (11) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 ①合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 ②吸収合併 吸収合併をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 ③新設合併 新設合併により設立する株式会社 ④株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 ⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社	

前事業年度 (自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日)	当事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)
(12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。 (13) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会でその他の募集事項と併せて定めるものとする。	_____

5. その他

該当事項はありません。

〈ご参考〉CBP501開発見通しに関する参考情報及び変動要因について

文中の将来に関する記載は、本書面作成日現在において当社が判断したものであります。

(1) 期間見通し

① 期間見通しの参考情報

CBP501の将来の臨床試験に要する期間について当社は開示をしておりませんが、当社が実施しているものと類似し若しくは比較可能と考えられる過去事例では、臨床第2相試験に2～3年(被験者組入、観察期間、データ取りまとめを含む)、臨床第3相試験から承認・上市に至るまで約3年強～4年の期間がかかっております。

なお、参考とした過去事例と当社の実際の臨床試験との間には、「使用薬剤」「対象癌腫」「エンドポイント・観察期間の設定」「臨床試験実施施設数」「実施施設の分布する国・地域」「実施時期」など、多岐にわたる相違があります。

② 実際の開発期間に影響を及ぼす要因

CBP501臨床試験の実施期間に影響を及ぼす主な要因は下記のとおりです。

下記は主な要因の例示であり、これらに限定されるものではありません。

(a) 被験者組入ペース

CBP501について現在実施している臨床第2相試験は、悪性胸膜中皮腫について63名、非小細胞肺癌について192名の被験者によるものです。

当社では、臨床試験のコーディネートを委託している当該領域での経験豊富なCROとの協議に基づき、臨床試験ごとに被験者組入ペースの見通しを策定し、事業計画の前提としております。

しかしながら、臨床試験における実際の被験者組入は、臨床試験担当医からのインフォームドコンセントを踏まえた患者さんの自由意思の表明、並びに、あらかじめ定められた組入基準に基づく選定を経て行われるため、被験者組入ペースを正確に予測することはきわめて困難です。

また、同一の疾患に関する別の臨床試験の状況や承認薬の普及状況などが、被験者組入ペースに影響を及ぼす可能性もあります。

上記のような要因から、当社によるコントロールの及ばない要因によって被験者組入ペースが変動し、当社の事業計画に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 臨床第3相試験の規模

臨床第2相試験においてCBP501投与群と非投与群(対照群)との間に薬効の差が得られたときは、その差が統計的に有意であることを証明する臨床第3相試験を実施します。

臨床第2相試験で得られた差が大きければ、少ない母数(被験者数)による第3相試験で統計的有意差を証明することができます。逆に、臨床第2相試験で得られた差が小さければ、第3相試験の被験者数を多くしなければなりません。この規模の差は、少ない場合で200名程度の規模も考えられる一方、多い場合には2,000名近い規模も考えられる、きわめて大きなものです。

このため、臨床第3相試験の規模は、臨床第2相試験が終了するまでの間、正確な見通しを策定することができません。

現在当社では、これまでに実施した非臨床試験及び臨床第1相試験で得られたデータをもとに、必要と考えられる臨床第3相試験の規模を合理的に推定し、これに基づく事業計画を有しておりますが、臨床第2相試験の結果によって、この推定が大きく変動する可能性があります。

(2) 費用(総額)見通し

① 費用見通しの前提

臨床試験の費用には、CROに対する報酬、臨床試験実施施設で発生する費用(人件費、施設費、薬剤費ほか)、保険費用等が含まれます。総額は概ね被験者数に比例しますが、被験者1人あたりの費用は試験の内容や臨床試験を実施する国や地域によっても異なるため、過去事例から推計することができません。また、臨床試験実施施設数によっても変動します。

当社においては、実際に進行する臨床試験の内容をもとに、CROによる費用見積り等を参考にしながら、臨床試験ごとに費用見通しを策定しております。

(a) 臨床第2相試験

CBP501の臨床第2相試験は、悪性胸膜中皮腫・非小細胞肺癌ともに既に開始しており、実際の内容に基づいた費用見通しを策定しております。

(b) 臨床第3相試験

本資料(1)②(b)に記載のとおり、臨床第3相試験の規模は、臨床第2相試験が終了するまでの間、正確な見通しを策定することができません。

現在当社では、これまでに実施した非臨床試験及び臨床第1相試験で得られたデータをもとに、必要と考えられる臨床第3相試験の規模を合理的に推定し、これに基づく費用計画を有しております。

② 費用見通しに影響を及ぼす要因

当社が実施している臨床試験の費用見通しに影響を及ぼす主な要因は下記のとおりです。

(a) 被験者組入ペース

被験者組入が遅延し臨床試験の期間が長期化した場合には、当該期間に対応する間接費用をはじめとした各種費用が増大する可能性があります。また、組入ペースの遅延に対応するために臨床試験実施施設数・地域数を増加させ期間長期化のリスクを低減させる試みを実施した場合には、そのための費用が新たに発生します。

(b) 臨床第3相試験の規模

本資料(1)②(b)に記載のとおり、臨床第2相試験の結果次第で第3相試験の規模は大きく変動します。これによって費用見通しが大幅に変動する可能性があります。

(c) 新規提携パートナーとの契約

当社は、新規提携パートナーの確保に向けたアライアンス活動を行っております。製薬企業等とバイオベンチャーの提携においては、製薬企業等が研究開発費の一部又は全部を負担するのが一般的であり、今後新規提携パートナーを確保する時期やその契約内容によって、当社が負担する費用の見通しは変動することになります。なお、この点は当社の事業収益見通しにも大きな影響を及ぼします。

(3) 各期の業績見通し

《費用面》

上記(1)(2)の変動要因の組み合わせによって、CBP501開発に関する費用が「どの期に」「いくら」発生するかは大きく変動します。臨床試験実施中、当社の事業費用におけるCBP501開発費用の割合はきわめて大きいことから、今回の決算短信で開示している平成24年6月期見通しを含め、当社の将来各期の業績見通しはCBP501開発の進捗状況並びに新規パートナー獲得のためのアライアンス活動の進捗次第で大きく変動することになります。

《収益面》

本資料(2)②(c)に記載のとおり、新規提携パートナーを確保する時期やその契約内容によって、大きく変動することになります。

(4) CBP501開発に関する今後の情報開示方針

当社は、上記各見通しを変更する場合には、適時に当該情報を開示する方針です。また、各臨床試験について予定被験者数の組入が完了した時や臨床試験内容に関する学会発表等の機会、ならびに、新規提携パートナー確保の際には、それぞれ速やかに当該情報を開示し、その内容を適時に正しく周知します。

(5) 平成24年6月期業績見通しの内訳概要

平成24年6月期業績見通しの内訳は概ね下記のとおりです。

(金額の単位：百万円、単位未満は切捨て表示)

	金額	説明
事業収益	0～1,000	新たな契約締結により受取る契約一時金等の収益を見込んでいますが、現時点では不確実性が存在するため、予想数値には幅をもたせて織り込んでおります。
事業費用	1,435	
研究開発費	1,235	CBP501の悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌を対象とする臨床第2相試験費用等を見込んでおります。
販売費及び一般管理費	200	
営業利益	△1,435～△435	
経常利益	△1,434～△434	
当期純利益	△1,436～△436	

以上